

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部

法制監察課

号外第38号 令和7年11月8日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番号表

頁

担当課名

574 徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規

薬務課

定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失

われた件

徳島県告示第五百七十四号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十四年徳島県条例第七十二号。 という。)第十七条第一項の規定に基づき、 同条第二項の規定により次のとおり公示する。 知事指定薬物の指定の効力が失われたの 以下「条

令和七年十一月八日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

知事指定薬物の名称等

- 化学名 ジン - 四 - イル] プロパンアミド (通称 N - (二 - メチルフェニル) - N - [N - (ニーメチルフェニル) ortho-M (ニーフェニルエチル) ピペリ e t h y 1 f e n
- tanyl、o-Methylfentanyl) 及びその塩類
- 化学名 二-{ 二 - [(四 - エトキシフェニル) メチル] - 五 - メチル H -ベ . アミ

2

- ン (通称 五 Methyl etodesnitazene、Etンゾ[d] イミダゾール・ー・イル}・N・N・ジエチルエタン・ー E t 0 m e
- thazene) 及びその塩類
- 3 プロピオナート(通称 四‐PrO‐DMT)及びその塩類化学名 三‐[二‐(ジメチルアミノ)エチル]‐一H‐インドー 1

一 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、 条例第二条第五号に掲げる薬物に該当するに至ったため

三 効力が失われた日

令和七年十一月八日